

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 (人事課) 4
- 亀岡市人権条例(仮称)制定審議会条例 (人権啓発課) 4
- 亀岡市印鑑条例の一部改正 (市民課) 5
- 亀岡市立幼稚園条例の一部改正 (保育課) 6
- 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正 (保育課) 7
- 亀岡市地域公共交通会議条例の一部改正 (桂川・道路交通課) 8

—— 規 則 ——

- 亀岡市立認定こども園条例施行規則及び亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正 (保育課) 9
- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 9

—— 告 示 ——

- 亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱 (地域福祉課) 10
- 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱等の一部改正 (保育課) 16
- 亀岡市人権条例(仮称)制定検討委員会設置要綱の廃止 (人権啓発課) 16

- 亀岡市資源ごみ集団回収報奨金交付要綱の一部改正 (資源循環推進課) 16
- 亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部改正 (自治防災課) 17
- 亀岡市空き家流動化促進事業補助金交付要綱の一部改正 (SDGs創生課) 18
- 公示送達 (保険医療課) 19
- 公示送達 (保険医療課) 22
- 公示送達 (保険医療課) 22
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (土木管理課) 23
- 公示送達 (高齢福祉課) 24
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 24
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 24
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 25
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 25
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 25
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 26
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 26

—— 訓 令 ——

- 亀岡市子どもファースト推進本部設置要綱 (子育て支援課) 27

—— 公 告 ——

- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 29
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 34
- 亀岡市農業委員会総会の招集
(農林振興課) 34
- 農用地利用集積計画の縦覧
(農林振興課) 34
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 35
- 都市計画法に関する工事完了の公告
(都市計画課) 39
- 経営管理実施権配分計画の公告
(農林振興課) 40
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 40
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 45
- 公募型プロポーザル方式による受託事業候補者の選定 (都市整備課) 48
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 49

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 規 則 ——

- 亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正 52

—— 教育長訓令 ——

- 亀岡市立幼稚園運営規程の一部改正 54

—— 任免及び辞令 ——

上下水道部欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部改正 55

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者再開の告示 56

公布された条例のあらまし

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 人事院規則の改正に準じ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用することとした。

亀岡市人権条例（仮称）制定審議会条例要綱

- 1 亀岡市人権条例（仮称）を制定するに当たり、当該条例に関する事項を審議するため、亀岡市人権条例（仮称）制定審議会を設置することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律における電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの電子証明書機能をスマートフォン（移動端末設備）に搭載する等マイナン

バーカードの利便性をさらに向上させるため所要の規定整備を図ることとした。

- 2 この条例は、別に規則で定める日から施行することとした。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市立幼稚園における預かり保育について、次のとおり改正することとした。
 - (1) 預かり保育の実施日拡大に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
 - (2) 同一世帯における第2子以降の子どもに係る預かり保育料を無料とすることとした。
- 2 この条例は、令和5年7月1日から施行することとした。ただし、1の(2)の改正については、令和5年4月1日から適用することとした。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係する条例の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域公共交通網形成計画の改定に際し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画を策定するため、亀岡市地域公共交通会議に事務局及び監査委員を設置することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとした。

条 例

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第13号

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和57年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

「揭示済」

亀岡市人権条例（仮称）制定審議会条例をここに公布する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第14号

亀岡市人権条例（仮称）制定審議会条例

（設置）

第1条 亀岡市人権条例（仮称）（以下「条例」という。）を制定するに当たり、当該条例に関する事項を審議するため、亀岡市人権条例（仮称）制定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例の制定に関する事項について審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の役員又は構成員
- (4) 公募の市民
- (5) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期も同様とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席者）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、生涯学習部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第15号

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の4号を加える。

- (3) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (4) 移動端末設備 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。
- (5) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。
- (6) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。

第14条第2項中「利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード」に改める。

第15条中「利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備」に改め、「暗証

番号を入力すること」の次に「又は代替となる認証機能を用いること」を加える。

第16条第1号中「利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード」に改める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第16号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表に定める」を「幼児1人につき1時間当たり100円（1日当たりの限度額は450円とし、1月当たりの限度額は4,000円とする。）の」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 同一世帯における2人目以降の預かり保育料は、無料とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定は、令和5年4月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第17号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項

第2号」を「第19条第2号」に改める。

第5条第2項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第7条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第16条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第36条中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第52条第3項及び第53条第2項中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正)
第2条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例(平成27年亀岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(亀岡市立認定こども園条例の一部改正)
第3条 亀岡市立認定こども園条例(令和元年亀岡市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第18号

亀岡市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

亀岡市地域公共交通会議条例(平成29年亀岡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)」を「地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)」に改める。

第2条第2号中「網形成計画」を「交通計画」に改める。

第7条を次のように改める。

(事務局)

第7条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局をまちづくり推進部に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「市長」を「会長」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(監査)

第8条 交通会議に監査委員を置く。

2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監査委員は、交通会議の出納を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第9条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

「揭示済」

規則

亀岡市立認定こども園条例施行規則及び亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第25号

亀岡市立認定こども園条例施行規則及び亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

(亀岡市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第1条 亀岡市立認定こども園条例施行規則(令和元年亀岡市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「第3号」に改める。

(亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則(令和元年亀岡市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月3日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第26号

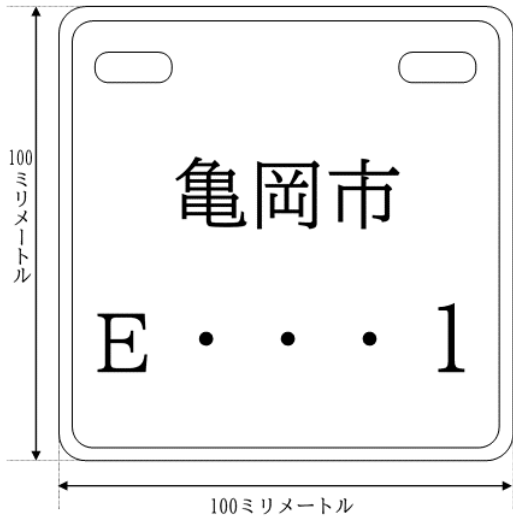
亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則(昭和60年亀岡市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第43条中「又は別記第63号様式の2」を「、別記第63号様式の2又は別記第63号様式の3」に改める。

別記第63号様式の2の次に次の1様式を加える。

第63号様式の3（第43条関係）



(備考)

- 1 標識は、図示の例により、上段に市名を表示する文字を、下段にアルファベット文字及び4桁以下の数字をもって表示する。
- 2 標識の地の塗色は、白色とする。
- 3 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。
- 4 この標識は、特定小型原動機付自転車の所有者又は使用者に交付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「掲示済」

告 示

亀岡市告示第132号

亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、亀岡市低所得世帯支援給付金（以下「低所得世帯支援給付金」という。）を支給する令和5年度の亀岡市低所得世帯支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、市民生活の安定化、地域経済の活性化、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 低所得世帯支援給付金は、前条の目的を達成するために、亀岡市（以下「市」という。）から支給される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 低所得世帯支援給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票

を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯(同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和5年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯をいう。)の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、低所得世帯支援給付金の支給の対象としない。

- (1) 令和5年度に他の市町村等から低所得世帯支援給付金と同様の趣旨の他の給付金等の支給を受けた世帯
- (2) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- (3) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する低所得世帯支援給付金の金額は、1世帯当たり30,000円とする。

(受給権者)

第5条 低所得世帯支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合は、他の世帯構成者の中から新たに当該世帯の世帯主となった者又は他の世帯構成者の中から選ばれた者を受給権者とする。

2 配偶者、その他親族等からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年

法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(確認書の送付等)

第6条 市は、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯として市長が別に定めるものに対し、亀岡市低所得世帯支援給付金支給要件確認書(以下「確認書」という。)を送付するものとする。

2 前項の規定による確認書の送付を受けた者のうち、低所得世帯支援給付金の支給を受けようとするものは、当該確認書に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(支給の通知等)

第7条 市は、前条の規定にかかわらず、市長が別に定める者に対し、低所得世帯支援給付金の支給の通知を行うものとする。

2 前項の規定による支給の通知を受けた者は、亀岡市低所得世帯支援給付金受給辞退の届出書による受給の辞退又は亀岡市低所得世帯支援給付金支給口座変更等の届出書による受取口座の変更を届け出ることができる。

3 市長は、別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、受給権者に対し、低所得世帯支援給付金を支給するものとする。

(支給の方式等)

第8条 確認書の送付又は支給の通知を受けていない者のうち、低所得世帯支援給付金の支給を受けようとするものは、亀岡市低所得世帯支援給付金申請書(請求書)(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、

第2号に掲げる方式は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 指定口座振込方式 市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口現金受領方式 市が窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、低所得世帯支援給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理人による申請)

第9条 受給権者に代わり、確認書又は申請書(以下「確認書等」という。)の提出を行うことができる者(以下「代理人」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 受給権者の法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 市は、代理人が確認書を提出するときは委任欄への記載を、代理人が申請書を提出するときは委任状の提出を、それぞれ求めるものとする。この場合において、市は公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることの確認を行う。

3 市は、代理人が第1項第1号に該当する場合は住民基本台帳により、代理人が同項第2号又は第3号に該当する場合は市長が別に定める方法により、代理権の確認を行う。

(申請期限等)

第10条 低所得世帯支援給付金の申請受付開始日は、令和5年8月1日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和5年9月29日とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

(支給の決定)

第11条 市長は、確認書等を受理したときは、その内容を確認の上、支給の可否を決定し、支給を決定したときは、低所得世帯支援給付金を支給するものとする。

(低所得世帯支援給付金の支給等に関する周知)

第12条 市長は、支援事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の支援事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第10条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が低所得世帯支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、第11条の規定による支給の決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、確認書等の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により低所得世帯支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った低所得世帯支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 低所得世帯支援給付金の支給を受け

る権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき支給された低所得世帯支援給付金について、第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別記 (第5条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の低所得世帯支援給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者(婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。))又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。)及びその同伴者であっ

て、基準日において市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令をいう。)が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市の配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住居票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

これには、婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（基準日時点で18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、市において申請する権利を有する者（以下「申請権者」という。）及び受給権者（以下「申請・受給権者」という。）とする。

(1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入

所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童

（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

(3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属してい

る者に限る。)

- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」又は「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、市に住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害

者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

「揭示済」

亀岡市告示第133号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱(平成11年亀岡市告示第45号)の一部を次のように改正する。

別表副食費助成事業の項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(亀岡市立保育所及び認定こども園副食費の徴収に関する要綱の一部改正)

第2条 亀岡市立保育所及び認定こども園副食費の徴収に関する要綱(令和元年亀岡市告示第178号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

(亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱の一部を改正する告示の一部改正)

第3条 亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱の一部を改正する告示(平成31年亀岡市告示第13号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第134号

亀岡市人権条例(仮称)制定検討委員会設置要綱(令和4年亀岡市告示第150号)は、廃止する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第135号

亀岡市資源ごみ集団回収報奨金交付要綱(平成14年亀岡市告示第162号)の一部を次のように改正する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条中「4円」を「5円」に改める。
別記第5号様式中「4円」を「5円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和5年3月の回収分から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第136号

亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成27年亀岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 交通系ICカード 西日本旅客鉄道株式会社が発行するICチップを埋め込んだプリペイド方式の非接触型ICカードをいう。

第4条第1項に次の1号を加える。

(3) 5,000円分（デポジット500円分を含む。）の交通系ICカードの交付
第7条第1項中「第1号又は第2号」を削る。

別記第1号様式中

「	
(2) タクシー利用カードの交付	
」	

を

「	
(2) タクシー利用カードの交付	
(3) 交通系ICカードの交付	
」	

に改める。

別記第2号様式中

「	
<input type="checkbox"/> (2) タクシー利用カードの交付	
」	

を

「	
<input type="checkbox"/> (2) タクシー利用カードの交付	
<input type="checkbox"/> (3) 交通系ICカードの交付	
」	

に改める。

別記第3号様式中

「 タクシー利用カードを受領しました。」を

- 「 タクシー利用カードを受領しました。
- 交通系ICカードを受領しました。」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第137号

亀岡市空き家流動化促進事業補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第58号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「空き家の」を「空き家及び空き地の」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 空き地 空き家・空き地バンク要綱第2条第2号に規定する空き地をいう。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所有者等 空き家・空き地バンク要綱第2条第3号に規定する所有者等をいう。

第3条第1項本文中「空き家」の次に「又は空き地」を加え、同項の表中

「

補助対象者の働きかけにより、空き家の所有者等が空き家・空き地バンク要綱第2条第4号に規定する空き家・空き地バンク（以下「空き地・空き家バンク」という。）に当該空き家を登録した場合、その活動に対する報奨金を交付する。

上記の働きかけにより空き家・空き家バンクに登録された当該空き家について、売買、賃貸借等の活用が決定した場合、その活動に対する報奨金を交付する。

」を

「

補助対象者の働きかけにより、空き家又は空き地の所有者等が空き家・空き地バンク要綱第2条第4号に規定する空き家・空き地バンク（以下「空き家・空き地バンク」という。）に当該空き家及び空き地を登録した場合は、その活動に対する報奨金を交付する。ただし、空き家又は空き地のいずれか一方のみを登録した場合は、報奨金の交付はしない。

上記の働きかけにより空き家・空き地バンクに登録された空き家又は空き地について、売買、賃貸借等の活用が決定した場合は、その活動に対する報奨金を交付する。

」に改め、

同条第2項及び第3項中「空き家」の次に「又は空き地」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第138号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年7月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和4年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和4年度	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和4年度	国民健康保険料	省略	省略
4	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
5	更正・決定通知書	令和4年度	国民健康保険料	省略	省略
6	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
7	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
8	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
9	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
10	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
11	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
12	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
13	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
14	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
15	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
16	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
17	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
18	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
19	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
20	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
21	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略

22	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
23	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
24	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
25	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
26	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
27	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
28	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
29	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
30	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
31	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
32	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
33	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
34	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
35	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
36	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
37	決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第139号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年7月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和4年度
後期高齢者医療保険料額決定通知書
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第140号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条におい

て準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年7月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和4年度
後期高齢者医療保険料督促状過2期分
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第141号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次の市道の路線を電線共同溝を整備すべき道路として指定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和5年7月6日から令和5年7月20日まで一般の縦覧に供する。

令和5年7月6日

亀岡市長 桂川孝裕

路線名	区間	延長
市道クニッテルフェルド通	亀岡市追分町馬場通9番地先から 亀岡市古世町西内坪34番地の27先まで	154.9m
市道紺屋停車場線	亀岡市追分町馬場通1番地の1先から 亀岡市追分町馬場通27番地の1先まで	21.4m

「揭示済」

亀岡市告示第142号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年7月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度介護保険料納入通知書

2 送達を受けるべき者

住 所	氏 名
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第143号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月20日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2107-14002

1 当該者生年月日

昭和31年5月16日

2 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

令和4年4月1日

4 無効になる日

令和5年7月19日

「揭示済」

亀岡市告示第144号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月20日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1906-51018

- 1 当該者生年月日
平成20年8月14日
- 2 保 険 者
亀岡市(26-007-5)
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
令和4年4月1日
- 4 無効になる日
令和5年7月20日

「揭示済」

亀岡市告示第145号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町中町区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 黒田 康治
- 2 変更年月日
令和5年4月23日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第146号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町杉区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 岸本 晃
- 2 変更年月日
令和5年4月17日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第147号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

「吉川町穴川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石田 新次

2 変更年月日

令和5年4月18日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

「畑野町高橋2区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 池田 憲治

2 変更年月日

令和5年5月14日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年7月31日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町北ノ庄区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 俣野 修宏

2 変更年月日

令和5年4月16日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第8号

庁中一般

亀岡市子どもファースト推進本部設置要綱を次のように定める。

令和5年7月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市子どもファースト推進本部
設置要綱

(設置)

第1条 全ての子どもたちが光り輝く笑顔あふれるまちを目指して、「子どもファースト」を宣言し、子どもに優しい、子育てに優しい、子どもを応援するまちづくりの取組を総合的かつ計画的に推進するため、亀岡市子どもファースト推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもファースト推進事業の周知及び啓発に関すること。
- (2) 子どもファースト推進事業の進行管理に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、部長会議（亀岡市庁議等に関する規則（平成15年亀岡市規則第15号）に定める部長会議をいう。）の構成員をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 3 本部長は市長をもって充て、副本部長はこども未来部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「推進本部会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部会議に関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(担当者会議)

第6条 推進本部会議の円滑な運営を図るため、推進本部に亀岡市子どもファースト推進本部担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置く。

- 2 担当者会議は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 3 担当者会議の議長は子育て支援課長をもって充て、副議長は保育課長をもって充てる。
- 4 担当者会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、こども未来部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年7月20日から施行する。

別表（第6条関係）

亀岡市子どもファースト推進本部担当者会議

議長	子育て支援課長
副議長	保育課長
委員	SDGs創生課長 文化国際課長 生涯スポーツ課長 環境政策課長 農林振興課長 都市整備課長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 学校給食センター所長 図書館長 みらい教育リサーチセンター所長

公 告

亀岡市公告第49号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

区分	採用予定者数	受験資格
かめおか方式 事務 (上級) [20-35]	10名程度	昭和63年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による高等学校を令和6年3月31日までに卒業する見込みの人は受験できない。
一般方式 事務 (初級) [18-21]		平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校(同程度と認めるものを含む。)を令和6年3月31日までに卒業する見込みの人
まちづくり 技師	5名程度	昭和58年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和6年3月31日までに卒業する見込み(高等学校を除く。)の人
		平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校(同程度と認めるものを含む。)において、土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し令和6年3月31日までに卒業する見込みの人
かめおか方式 司書 [-40]	若干名	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、図書館司書資格を有する人(令和6年3月31日までに取得見込みを含む。)
かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [-40]	10名程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人(令和6年3月31日までに取得見込みを含む。)

※いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。

※いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。

※募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがある。

※受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合がある。

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりである。また、1次試験の集合時間等については、受験票を交付する際に知らせる。

(1) かめおか方式（事務（上級）、総合土木（上級）、司書）

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和5年8月19日（土） 令和5年8月20日（日） ※上記期日のうち指定する1日	亀岡市役所
2次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②SPI3試験 ①～②で一つ選択 計2科目を受験	令和5年9月17日（日）	京都先端科学大学 京都亀岡キャンパス
	個別面接	令和5年9月22日（金） ～ 令和5年9月29日（金） ※上記期日のうち指定する1日	亀岡市内の施設
3次試験	個別面接	令和5年11月13日（月） ～ 令和5年11月15日（水） ※上記期日のうち指定する1日	亀岡市内の施設

(2) かめおか方式（保育士・幼稚園教諭）

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和5年8月19日（土） 令和5年8月20日（日） ※上記期日のうち指定する1日	亀岡市役所
2次試験	専門試験	令和5年9月17日（日）	京都先端科学大学 京都亀岡キャンパス
	実技試験	令和5年9月下旬	亀岡市内の施設
3次試験	個別面接	令和5年11月13日（月） ～ 令和5年11月15日（水） ※上記期日のうち指定する1日	亀岡市内の施設

(3) 一般方式（事務（初級）、総合土木（初級））

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②SPI3試験 ①～②で一つ選択 計2科目を受験	令和5年9月17日（日）	京都先端科学大学 京都亀岡キャンパス
	個別面接	令和5年9月22日（金） ～ 令和5年9月29日（金） ※上記期日のうち指定する1日	亀岡市内の施設
2次試験	個別面接	令和5年11月13日（月） ～ 令和5年11月15日（水） ※上記期日のうち指定する1日	亀岡市内の施設

3 試験内容

作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行う。 課題字数は1200字、試験時間は1時間30分とする。
教養試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は40題で、試験時間は2時間とする。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、 判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題を課す。

SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行う。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分とする。
専門試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分とする。 社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題を課す。

4 合格発表等

(1) 日程

ア かめおか方式

合格発表	
1次試験	9月上旬
2次試験	10月中旬
3次試験	11月下旬

イ 一般方式

合格発表	
1次試験	10月中旬
2次試験	11月下旬

(2) 通知方法及び職員採用候補者名簿の登載

ア 1次、2次及び3次試験の合格発表については、市ホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行う。また、3次試験（一般方式については、2次試験）の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を掲示する。

イ 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和6年4月1日以降必要に応じて採用する。ただし、最終合格者と調整し、令和6年3月31日以前に採用する場合がある。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和7年4月1日までとする。

5 初任給

（参考：令和5年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

大学卒	短大卒	高校卒
196,312円	177,126円	163,876円

(1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。

(2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。

- (3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付等が受けられる。
(4) 受動喫煙防止対策として、原則敷地内は禁煙である。(一部特定屋外喫煙所がある。)

6 受験申込みの手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、7月12日(水)午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和5年7月1日(土)～7月23日(日) ※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

7 その他

自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合がある。

なお、中止や延期、変更が生じた場合は、市ホームページなどで行う。

8 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話 (0771) 22-3131 (市役所代表) … (内線2954)

電話 (0771) 55-9451 (人事課直通)

FAX (0771) 24-5501

URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第50号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

令和5年7月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 捕獲日時 令和5年7月1日
午後1時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市千歳町辻周辺
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 革製首輪あり（赤）、マイクロチップなし

（注意）公告期間満了の日の翌日（令和5年7月8日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生課
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第51号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、下記

のとおり亀岡市農業委員会総会を招集する。

令和5年7月12日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 日時 令和5年7月20日（木）
午後1時30分から
- 2 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 別館3階 会議室
- 3 議題 役員を選出について

「揭示済」

亀岡市公告第52号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和5年7月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間 令和5年7月14日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第53号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年7月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|---|--------------|
| (1) 工事番号 | 水施工第1号 | |
| (2) 工事名 | 南つつじヶ丘第1・2配水池等改修工事 | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市南つつじヶ丘地内外 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | ①南つつじヶ丘第1配水池改修工事 | |
| | 外壁改修 | 87.1㎡ |
| | ②南つつじヶ丘第2配水池改修工事 | |
| | 螺旋階段撤去・設置 | 2基 |
| | 門扉撤去・設置 | 1基 |
| | ③浄水場・配水池フェンス改造工事 | |
| | 三宅浄水場・犬甘野浄水場・平和台配水池・湯井配水池・旭配水池・ | |
| | 千歳配水池・湯の花調整池・湯の花配水池・寺配水池 | |
| | | L = 1,054.0m |
| (6) 予定価格（税込） | 35,651,000円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 32,410,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から210日間 | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同 | |

時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年7月14日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年7月14日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年7月21日（金） 午前9時から午後5時まで 令和5年7月24日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年7月25日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年7月20日（木）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年7月26日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年7月28日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和5年8月2日（水） 午前9時から午後5時まで 令和5年8月3日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年8月4日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 総務部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和5年7月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市保津町構ノ内62の1、64の2、
64の3、式番1の11、1の12
(関連区域)
亀岡市保津町構ノ内62の5の一部、式
番1の6の一部、1の7の一部、1の10
の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
亀岡市大井町南金岐尾垣内9
株式会社三煌産業

「揭示済」

亀岡市公告第55号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第37条第1項の規定により公告する。

なお、当該経営管理実施権配分計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和5年7月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 経営管理実施権配分計画の対象森林

No.	地区名	森林面積	経営管理実施権の存続期間
2	旭町三俣・桂谷地区	77.94ha	令和14年8月15日

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

住 所	南丹市日吉町殿田尾崎8番地1
氏名又は名称	日吉町森林組合 代表理事組合長 湯浅 勲

3 縦覧場所

- (1) 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課
- (2) 亀岡市ホームページ

4 本公告により、森林所有者及び亀岡市に経営管理受益権が、2の林業経営者に経営管理実施権が設定される。

「揭示済」

亀岡市公告第56号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年7月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 5道改第4号
- (2) 工事名 市道湯谷区道線道路改良工事（その9）
- (3) 工事場所 亀岡市東別院町湯谷地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 工事延長 $L=375.7\text{m}$ $W=5.0\text{m}$
- ・路床安定処理 $A=2,144.1\text{m}^2$
 - ・U型側溝 $W300\sim500\times H300\sim700$ $L=150.3\text{m}$
 - ・管渠 $\phi 300\sim900$ $L=55.5\text{m}$
 - ・現場打集水柵 $\square 500\sim1100\times H700\sim1600$ $N=23.0\text{基}$
 - ・転石破碎、処分 $V=180.0\text{m}^3$
 - ・As舗装（表層：再生密粒度As $t=40$ ） $A=2,107.8\text{m}^2$
 - ・グルーピング舗装 $A=388.6\text{m}^2$
 - ・ガードレール（Gr-C-4E） $L=413.5\text{m}$
 - ・区画線（実線、白 $W=150$ ） $L=702.3\text{m}$
- (6) 工期 契約日の翌日から令和6年3月11日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 有
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年7月20日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年7月20日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年7月31日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年8月1日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年8月2日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年7月28日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年8月4日（金）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年8月8日（火） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和5年8月17日（木） 午前9時から午後5時まで 令和5年8月18日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和5年8月18日（金） 午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和5年8月22日（火）正午まで	共通事項5-2のとおり

予定価格に関する質問への回答	令和5年8月23日（水）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和5年8月23日（水） 午前10時	令和5年8月24日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和5年8月24日（木） 午前9時から午後3時まで	令和5年8月25日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和5年8月24日（木） 午後3時以降	令和5年8月25日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課（電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第57号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年7月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 工事番号 | 水施工第2号 |
| (2) 工事名 | 千代川浄水場消石灰注入設備撤去工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市千代川町地内 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 機械設備撤去工 一式
電気設備撤去工 一式
建屋補修工 一式 |
| (6) 予定価格（税込） | 13,299,000円
【入札書比較価格（税抜） 12,090,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から210日間 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載するこ

と。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年7月21日(金) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年7月21日(金) 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年7月27日(木) 午前9時から午後5時まで 令和5年7月28日(金) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年7月31日(月) 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年7月26日(水) 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年8月1日(火) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年8月3日(木) 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年8月7日(月) 午前9時から午後5時まで 令和5年8月8日(火) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年8月9日(水) 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出することとし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第58号

京都・亀岡保津川公園測量設計等業務委託（その2）について、公募型プロポーザル方式により受託事業候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年7月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

京都・亀岡保津川公園測量設計等業務委託（その2）

(2) 業務場所

亀岡市保津町上中島地内外

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月29日まで

(4) 業務内容

京都・亀岡保津川公園のうち約3.26haの範囲について、「京都・亀岡保津川公園の整備の基本的な考え方」及び「整備計画」に基づき、生物多様性の保全や遊水機能の維持のための湿地帯エリアの実施設計を行い、工事発注に必要な図書・報告書の作成を行うものとする。

(5) 見積限度額

24,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 募集要項等

別紙「京都・亀岡保津川公園測量設計等業務委託（その2）公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 スケジュール (予定)

- (1) プロポーザル実施の公告
令和5年7月26日 (水)
- (2) 参加申込書提出期限
令和5年8月8日 (火) まで (必着)
- (3) 質疑書受付期限
令和5年8月8日 (火) まで (必着)
- (4) 参加資格審査結果通知書の送付
令和5年8月10日 (木)
- (5) 質疑回答書の送付
令和5年8月18日 (金)
- (6) 提案書提出期限
令和5年8月30日 (水) まで (必着)
- (7) 審査の実施
令和5年9月1日 (金)
- (8) 審査結果の通知
令和5年9月6日 (水)

4 問い合わせ先

〒621-8501
 京都府亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所2階
 亀岡市まちづくり推進部都市整備課
 TEL:0771-25-5071 (直通)
 FAX:0771-23-5000
 E-mail:tosi-seibi@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第59号

令和5年亀岡市公告第30号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期間については、令和7年4月1日までとする。

令和5年7月26日

亀岡市長 桂川孝裕

合格者受験番号

学芸員

2007、2008、2021

「揭示済」

任免及び辞令

山野 則子

亀岡市政の円滑な推進に資するための子どもの貧困対策事業に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和6年3月31日までとします

令和5年7月1日

仲山 德音

亀岡市政の円滑な運営に資するため地方創生に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和6年7月17日までとします

令和5年7月18日

井内 廣樹

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

令和5年7月19日

堀井 恭子

中澤 克

堀下 孝次

神崎 弥

松本 孝之

佐藤 浩

八木 秀和

大西 良昭

辻村 宗治

森 幸雄

中村 修司

渡邊 武

俣野 和俊

中澤 加寿子

市原 靖夫

廣瀬 均

桂 一彦

(各 通)

(各 通)

伊津 哲

岩田 和治

亀岡市農業委員会委員に委嘱します

任期は令和8年7月19日までとします

令和5年7月20日

栗山 準一

中藪 裕介

櫻井 邦男

堀下 孝次

西田 新司

大釜 茂和

上田 政行

山下 雅一

(各 通)

岸 親夫

乙坂 優次

橋爪 博幸

市岡 悦子

俣野 健二

稲留 健一郎

中西 正樹

廣川 剛

土井 勉

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します

任期は令和7年7月20日までとします

令和5年7月21日

伊藤 悦子

薬師寺 公夫

平井 眞理子

石田 数美

川勝 哲也

(各 通)

木曾 利廣

木曾 布恭

小泉 浩子

中川 寛

中村 雄一

服部 義彌

杜 恵美子
(各 通) 石 山 耐 子
杵 川 感
亀岡市人権条例（仮称）制定審議会委員に委嘱
します
任期は令和6年3月31日までとします
令和5年7月24日

教育委員会欄

規則

亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月1日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第4号

亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（平成27年亀岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

第3条 預かり保育の実施日及び実施時間は、亀岡市立幼稚園運営規程（平成27年亀岡市教育委員会教育長訓令第4号）で定める。

第3条第2項中「前項に規定する休業日のほか」を「前項の規定にかかわらず」に、「は休業日」を「を休園日」に改める。

第3条第3項を削る。

第3条第4項中「前項に規定する」を削り、同項を同条第3項とする。

別記第1号様式中

「

教育時間終了後から午後 時まで

※預かり保育の実施時間は、教育時間終了後から午後5時まで

」を

「

開園日 教育時間終了後から 時まで

長期休業日 時から 時まで

」に改める。

別記第2号様式中

「
教育時間終了後から午後 時まで
_____」を

「
開園日 教育時間終了後から 時まで
_____」に改める。
長期休業日 時から 時まで

別記第4号様式中

「
教育時間終了後から午後 時まで
_____」を
※預かり保育の実施時間は、教育時間終了後から午後5時まで

「
開園日 教育時間終了後から 時まで
_____」に改める。
長期休業日 時から 時まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

亀岡市立幼稚園運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月1日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市立幼稚園運営規程の一部を改正する訓令

亀岡市立幼稚園運営規程（平成27年亀岡市教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表預かり保育の実施日等の欄中

「

月曜日から金曜日まで
教育時間終了後から午後5時00分まで

」

を

「

月曜日から金曜日までの教育時間終了後から午後5時00分まで並びに夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 日曜日、土曜日、国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）
- (2) 1月2日、同月3日、8月13日から同月16日まで及び12月29日から同月31日まで

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

任免及び辞令

(各 通)

久下沼 仁 筒
 松 村 正 美
 國 府 美 幸
 安 田 佳 那 子
 須 知 学
 井 尻 浩 子
 辻 村 ち め み
 草 木 技 乃
 上 田 政 行
 入 木 啓 至
 四 方 梓

亀岡市学校給食検討懇話会委員に委嘱します
 令和5年7月3日

(各 通)

栗 山 卓 弥
 若 松 麻 美
 貝阿弥 俊 也
 國 府 美 幸
 小 林 幹 弥
 三 上 香 里

亀岡市立学校教職員安全衛生委員会委員に委嘱
 します
 令和5年7月13日

上下水道部欄

規 程

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第16号

亀岡市指定給水装置工事事業者
再開の告示

令和5年7月11日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者再開届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 再開処理日

令和5年6月16日

2 再開業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
246	日興建設株式会社	代表取締役 柳山 春佳	京都府南丹市日吉町上胡麻辻ノ本30番地3

「揭示済」